

福島市生垣設置事業補助金交付制度のあらまし

【補助の対象となる生垣（要綱第2条）】

- 1 個人の居住する宅地の周囲に設置され、道路（幅員4メートル以上）に接する部分の総延長が3メートル以上であるもの
- 2 生垣として植栽する樹木の高さは、60センチメートル以上であるもの
- 3 生垣の延長1メートルにつき、2本以上の樹木が植栽されるもの
- 4 国又は地方公共団体の所有、管理でない土地に設置されるもの
- 5 敷地面から60センチメートルを超える基礎の上に設置されないもの
- * 建築基準等法令等の規定により道路とみなされる敷地は対象としない
- * バックシン類は対象としない

【補助の対象となる生垣設置事業（要綱第3条）】

- 1 福島市に居住する個人がおこなうもの
- 2 新たに生垣を設置するもの
- 3 高さ1メートル以上のブロック塀・石塀・コンクリート塀・レンガ塀を撤去して生垣を設置するもの

【補助の対象から除くもの（要綱第3条第2項）】

- 1 生垣を設置する人が、福島市に住民登録がないとき
- * ただし、新築で完成後に市外から転居してくる場合は対象とする
- 2 生垣を設置する人が、不動産の販売を目的に生垣を設置するとき
- 3 生垣を設置する人が、市税を滞納しているとき
- 4 生垣を設置する人が、既にこの要綱により補助を受けていたとき
- 5 生垣を設置する人が、都市計画法等の法令等により補助・補償を受けたとき

【補助を受けた人が守るべきこと（要綱第8条）】

- 1 せん定・病害虫の防除・施肥等を行うこと
- 2 樹木の伐採又は移植をしないこと
- 3 樹木が枯死した場合は、直ちに補植し、原状を維持する
- 4 交通の障害または他人の土地へ侵害等になる枝葉は取り除くこと
- 5 植栽後紛争が生じたときは、当事者間において円満に解決すること

【補助額（要綱第4条）】

		1 m当たりの補助金	最高限度額
新規に生垣設置		5,000円	100,000円
ブロック塀等を撤去して生垣設置	生垣設置	5,000円	100,000円
	塀の撤去	3,500円	70,000円

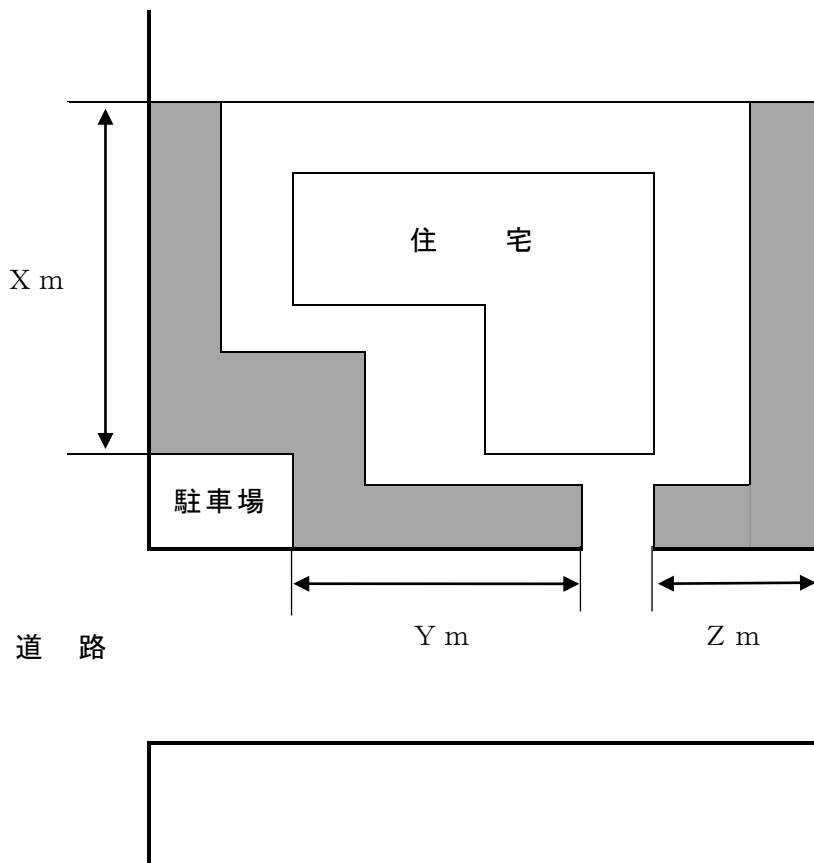
- ・ 1メートル当りの費用がそれぞれ補助金の額に満たないときは、1メートル当り補助金の額は、当該実費とする。
- ・ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。
- ・ 生垣の総延長に1メートル未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

【補助の対象となる生垣－詳細－】

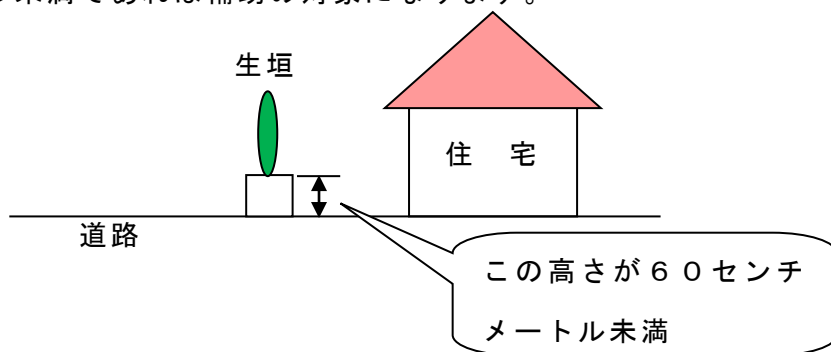
- 道路に接する部分の総延長が3メートル以上とは？（要綱第2条第2項第1号）
→ X、Y、Zの合計が3メートル以上の場合、その部分が補助の対象になります。

「生垣設置計画図」は、
右記の図を参考に記入
お願いします。

- ・敷地平面図に、
住宅と隣接する道路
を記入すること。
- ・生垣設置計画箇所は、
わかるように表示す
ること。

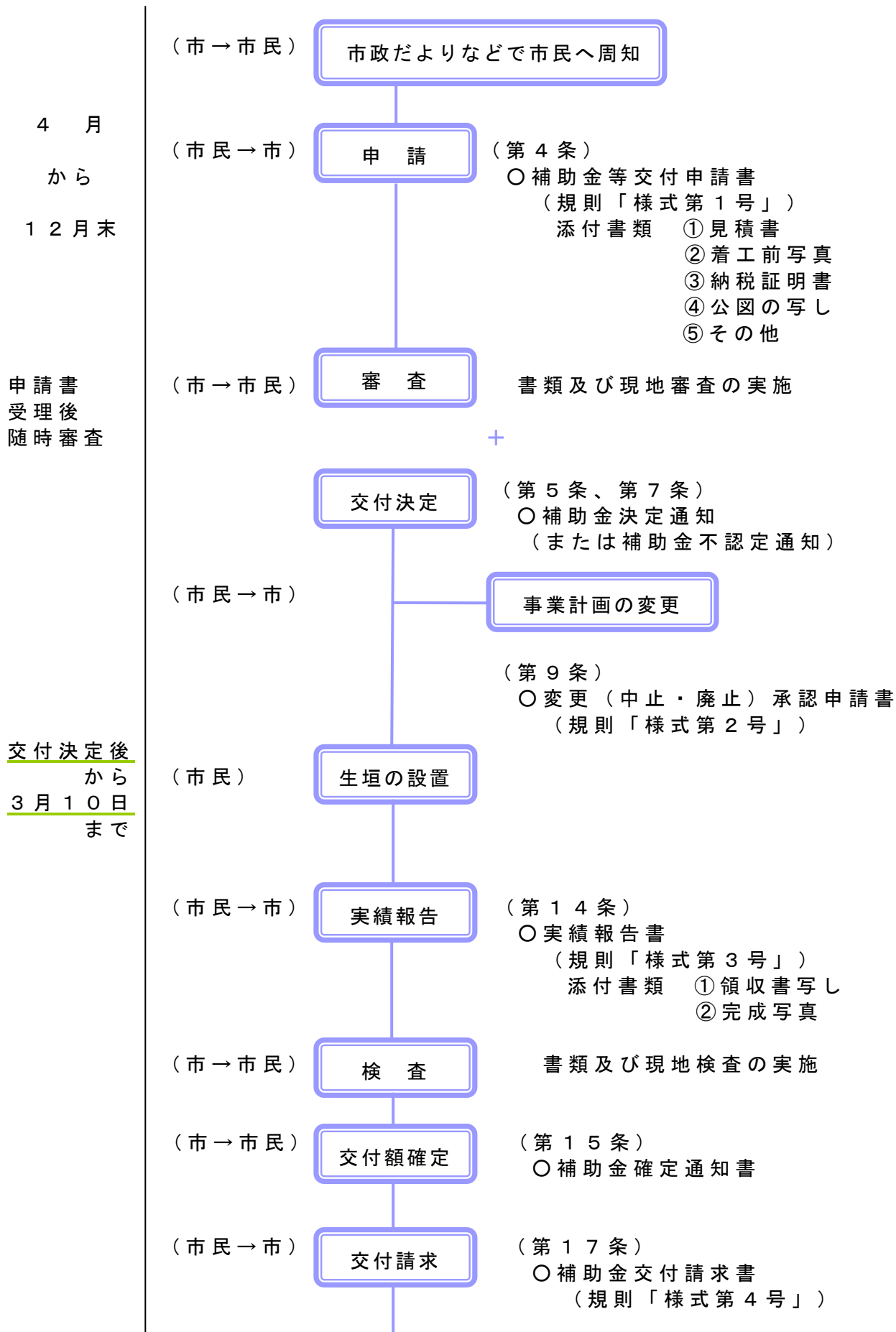


- 敷地面から60センチメートルを超える基礎とは？（要綱第2条第2項第6号）
→ 生垣を植栽柵などに植える場合、植栽柵の高さが住宅の敷地から60センチ
メートル未満であれば補助の対象になります。



- * その他、補助対象になるかどうか分からない点があれば、公園緑地課までお問い
合わせください。

【補助金申請フロー】



(市→市民)

補助金交付

【生垣づくり補助金の申請関係書類】

1 申請の時、提出するもの

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 添付書類
 - 1 事業計画書
案内図、生垣設置計画図は必ず記入願います。
 - 2 工事見積書
（植木代、材料代、植栽手間賃など工事内容のわかるもの
自主工事の場合は自分で作成、業者委託は業者のもの）
 - 3 着工前写真（設置個所全景がわかるもの）
 - 4 納税証明書（全ての市税について記載されているもので、
前年度のもの）
 - 5 公図の写し
 - 6 その他必要と認められる書類

2 工事が完了した時、提出するもの

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第3号）
- (2) 添付書類
 - 1 領収書の写し
 - 2 完成写真（着工前の写真と同じ場所で撮影したもの）
 - 3 請求書（所定のもの）

3 書類作成上の注意

- (1) 各書類の提出日付は、記入しないで下さい。
- (2) 郵送による申請は受け付けておりません。
- (3) 記入するうえで、わからないことがあるときは、公園緑地課までお問い合わせください。（535-1111 内線4373）

4 その他

- (1) 赤星病の原因となるバクシン類は、補助の対象となりません。
- (2) 交付決定前の着工は、補助の対象となりません。（基礎部分の工事は可）